

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月3日

【会社名】 株式会社レイ

【英訳名】 Ray Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 分部 至郎

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目15番21号

【電話番号】 03-5410-3861(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 牧田 渉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目15番21号

【電話番号】 03-5410-3861(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 牧田 渉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成26年5月29日開催の当社第33回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年5月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額63,775,070円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の目的を整理し明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。併せて、全般にわたり規定の移動、削除及び表現の修正を行うものであります。

取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、現行定款第21条（取締役の任期）に定める取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。また、取締役の期差が生じないようにするため、任期を調整する規定を新設するものであります。但し、平成25年5月29日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものと致します。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により実施することが可能となるよう、定款第48条（剰余金の配当等の決定機関）、定款第49条（剰余金の配当の基準日）、定款第50条（配当金の除斥期間）を新設し、これに伴い所要の変更を行うものであります。併せて剰余金の配当に係る決議機関等の変更の効力発生時期に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役2名選任の件

分部至郎及び大石雅を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

吉田広務を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|-------|------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 79,497 | 338 | 0 | (注) 1 | 可決 98.6 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 79,464 | 371 | 0 | (注) 2 | 可決 98.5 |
| 第3号議案 取締役2名選任の件 | | | | | |
| 分部 至郎 | 79,401 | 434 | 0 | (注) 3 | 可決 98.4 |
| 大石 雅 | 79,353 | 482 | 0 | | 可決 98.4 |
| 第4号議案 監査役1名選任の件 | | | | | |
| 吉田 広務 | 79,468 | 367 | 0 | (注) 3 | 可決 98.5 |

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。